

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月30日

仙台法務局名取出張所 登記官 島 貫 悟

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局民事行政部復興事業対策官又は名取出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3708-2026-7001	名取市愛島北目字竹の内 7 7 番	墓地	3 3
3708-2026-7002	名取市愛島北目字竹の内 8 6 番	墓地	6 6
3708-2026-7003	名取市愛島北目字柚木 2 5 番	墓地	2 6
3708-2026-7004	名取市愛島北目字柚木 2 6 番	墓地	1 3
3708-2026-7005	名取市愛島北目字柚木前 7 番	墓地	3 0
3708-2026-7006	名取市愛島北目字柚木前 1 3 番	墓地	5 1
3708-2026-7007	名取市愛島北目字柚木前 4 2 番	墓地	2 3
3708-2026-7008	名取市愛島北目字柚木前 4 5 番	墓地	2 1
3708-2026-7009	名取市愛島北目字柚木前 4 6 番	墓地	4 4
3708-2026-7010	名取市愛島北目字柚木前 4 7 番	墓地	6 5
3708-2026-7011	名取市愛島北目字柚木前 4 8 番	墓地	3 5